

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	南中条地区 (南中条)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.13 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とする。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.95 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	田屋地区 (田屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.5 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>津幡東部広域協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	山北地区 (山北)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>山北集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業実施中であり、整備後は農地の効率的な活用に努める
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	鳥屋尾地区 (鳥屋尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業を活用して山口豊に農地中間管理事業を活用し農地を面的集積し、農地の集約化を目指す。 ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

鳥屋尾農地保全会による日本型直接支払制度対象地

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業実施中であり、整備後は農地の効率的な活用に努める
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	大島地区 (大島)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.51 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.51 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>大島集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	笠池ヶ原・筋谷・彦太郎畠地区 (笠池ヶ原・筋谷・彦太郎畠)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.5 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。 ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>笠池ヶ原・彦太郎畠・筋谷集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	八ノ谷地区 (八ノ谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。 ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.72 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>八ノ谷集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	川尻地区 (川尻)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。 ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	144.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	144.15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>いなほ会による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	中須加地区 (中須加)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.18 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>中須加よつば会による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	加茂地区 (加茂)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.12 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>加茂みどり会による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	谷内地区 (谷内)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.48 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>谷内環境保全会による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	御門地区 (御門)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.18 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とする。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。 ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>環境サポートみかどによる日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	中山地区 (中山)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.18 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>中山集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	池ヶ原地区 (池ヶ原)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.11 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については畑作を進める。大麦の作付けを拡大する。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。 ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る。 ・特産品作りをめざす（じねんじょ、レンコン、イケナラムラサキなど）
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

池ヶ原集落協定による日本型直接支払制度対象地 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし。圃場整備やパイプライン化を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	平野地区 (平野)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.16 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>平野集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	下河合地区 (下河合)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

下河合集落協定による日本型直接支払制度対象地
農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	上河合地区 (上河合)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.20 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

上河合集落協定による日本型直接支払制度対象地。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	竹橋地区 (竹橋)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。 ・今後、若いオペレーターを育成し、地域農業の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.89 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>津幡東部広域協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業は完了しており、農地の効率的な活用に努める
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	越中坂地区 (越中坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.13 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.34 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.34 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>津幡東部広域協定、坂戸集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定は無いが、今後の状況に応じて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	上野地区 (上野)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.12 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>津幡東部広域協定、上野集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	明神・井野河内地区 (明神・井野河内)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.12 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>明井保全会による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	大坪・別所地区 (大坪・別所)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業活用面積が少なく、担い手への農地集積はあまり進んでいない
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、受け手の確保が必要
- ・継続的な獣害対策が必要
- ・農業用施設（水路、農道等）の維持管理が必要
- ・今後の耕作に関する話し合いをすることや、集落内の非農業者を含めての農地、農業用施設の管理体制の見直しが必要

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・遊休農地が増加しないように、営農を継続していくが、止むを得ず離農等する場合は、中心となる経営体等に農地を預ける。
- ・作業の委託等をしたときの、農地の受け手と出し手の役割分担を構築する。
- ・農業者の高齢化等に対応し、農業の承継がスムーズにいくため集落営農組織等の設立を検討して必要がある。
- ・農地中間管理事業を活用して認定農業者や周辺を耕作する農事組合法人へ集積を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

大坪・別所農地保全会による日本型直接支払制度対象地

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
②環境保全型農業直接支払制度を活用し、減農薬、減化学肥料栽培を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	下藤又地区 (下藤又)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>下藤又集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	材木地区 (材木)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.21 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.70 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.70 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>材木集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	相窪地区 (相窪)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.18 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>相窪集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	南横根地区 (南横根)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>南横根集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	大窪地区 (大窪)
協議の結果を取りまとめた年月日	R7.1.19 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。 ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。 ・継続的な獣害対策が必要である。 ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。 ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・従来通り水田を活用した稲作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。 ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。 ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。 ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。 ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>大窪集落協定による日本型直接支払制度対象地</p> <p>農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用 ・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施				
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全				